

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

人に優しい交流と福祉の郷づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県
島根県鹿足郡津和野町

3 地域再生計画の区域

島根県鹿足郡津和野町の全域

4 地域再生計画の目標

津和野町は、島根県の最西端に位置し、広島県に比較的近く、山口県には隣接しているという地理的条件から山陽側との社会的、経済的な関わりの強い地域である。

町の中心部を南東から北西に貫く一級河川高津川は、本流にダムのない川としてカヌー愛好家に親しまれているほか、話芸の神様とよばれ、本町にもゆかりのある徳川夢声も「これはこれ日本一の鮎どころ」と名句を残しているように、全国でも有数の清流であり、天然鮎のメッカとして知られ、各地から大勢の釣り客を集めている。このほか、町内には4つの国指定史跡や名勝があり、年間110万人もの観光客が訪れている。

また、最近では道の駅やその周辺において、カヌーや草木染、竹細工、土人形作りが体験できる環境が整備されたほか、農村部においても地域住民により農業体験などの都市農村交流の取り組みが進められている。

また一方では、急激な過疎化や高齢化の進行(65歳以上の高齢者が37.8%を占めるとともに過去5年間で人口が10.5%減少)に伴う農林業の担い手不足が深刻化しており、遊休農地や耕作放棄地、荒廃森林が増加し、国土保全の根幹を成す農林地や農村の伝統的景観の保全に多大な影響を及ぼしている。また、平成17年9月25日に津和野町と日原町の2町が合併し新津和野町が誕生したが、町の中心部と周辺農村部を結ぶ交通手段の確保をはじめ、新町としての交通体系の整備が急務である。

このことから、本町の有する「自然的資源」や「歴史的資源」を有機的に連携させ『人に優しい交流と福祉の郷づくり』をテーマに地域の再生を図ることとする。

具体的な施策としては、町道や林道等集落間をつなぐ連絡道を整備し、農林業の振興や行政機関や病院、福祉施設、商店が集中する町の中心部へのアクセスの改善を図り住民福祉の向上に繋がるとともに、農村部に点在するグリーンツーリズムの拠点の面的つながりを強化し、都市と農村交流の一層の進展を図る。

(目標1) 町道整備による主要施設へのアクセス改善

(集落から病院への5分以内、人口カバー率10%)

(目標1) 農林業の振興

(間伐実施面積 15%の増加)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

地域森林計画路線である「林道火の谷分谷線」、「林道三子山線」、「林道耕田内美線」の利用区域面積には、876haの人工林があり林道を開設することにより、間伐、除伐等の施業の促進ができ、森林の持つ涵養、治水効果の高揚を図るとともに、集落間の連絡道としての機能充実に努める。

また、現在整備中の県道津和野田万川線の改良工事に合わせてこの路線に接続する町道「笹ヶ谷線」、「木毛線」、「鳥井線」、及び、幹線日原添谷線などの改良を行うことにより県道、町道、農林道による交通網の整備をすることにより、病院や商店、官公機関への移動時間の短縮を図り距離感を緩和し、定住化や農林生産物運搬の効率化を図る。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ・日原添谷線 | 道路法に規定する市町村道に平成1年3月22日に認定済み。 |
| ・笹ヶ谷線 | 道路法に規定する市町村道に昭和60年3月30日に認定済み。 |
| ・木毛線 | 道路法に規定する市町村道に昭和60年3月30日に認定済み。 |
| ・鳥井線 | 道路法に規定する市町村道に昭和60年3月30日に認定済み。 |
| ・三子山線 | 森林法による高津川地域森林計画(平成15年樹立)に路線を記載。 |
| ・火の谷分谷線 | 森林法による高津川地域森林計画(平成15年樹立)に路線を記載。 |
| ・耕田内美線 | 森林法による高津川地域森林計画(平成15年樹立)に路線を記載。 |

[施設の種類（事業区域）事業主体]

- ・町道（津和野町） 津和野町
- ・林道（津和野町） 島根県

[事業期間]

- ・町道（平成18～22年度）
- ・林道（平成18～22年度）

[整備量及び事業量]

- ・町道 1.8km、林道 5.2km
- ・総事業費 1,335,000千円（うち交付金 667,500千円）
（内訳） 町道 600,000千円（うち交付金 300,000千円）
林道 735,000千円（うち交付金 367,500千円）

（5-3） その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか「人に優しい福祉の郷づくり計画」を達成するため以下の事業を総合的に行うものとする。

農事組合法人「おくがの村」、「堤田ファーム」で、I・Uターン者を農業研修生として受け入れ、担い手育成、住民の定住化の促進を図る。「なよし農業小学校」、「野中里山倶楽部」をグリーンツーリズムの拠点とし、地域住民が一体となった地域の活性化を目指す。耕作放棄地の復旧を内容とする集落協定を結び、「中山間地域等直接支払制度」を活用する。

6．計画期間

平成18年度から平成22年度まで

7．目標の達成に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了時に必要な調査を行い、状況を把握し公表するとともに、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために事業の評価、改善等の検討を行う。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし